

平成26年9月10日現在

助成事業の大前提

- ・助成対象は、新規雇用者個人ではなく、雇用した認定事業体ですので、対象経費の領収書宛名は認定事業体あてであることが必要です。また、領収書の但し書きには「(新規雇用者)の…の経費」など用途を記入してもらってください。
- ・助成対象は、新規就業者の雇用定着のための経費であり、認定事業体資産の修繕・施設整備や既雇用者に係る経費など、認定事業体の一般的な運営経費ではありません。

[実施細則2(2) 対象となる新規林業就業者]について

Q1 「新たに雇用」とはいつからですか。

A1 この助成事業が始まった、平成26年4月1日以降の雇用です。

Q2 「雇用」とは何を言いますか。期間契約でもよいのですか。

A2 労働条件として、期間の定めのない契約もしくは通年雇用契約(この場合、申請時に対象者が在籍している必要があります。)が必要です。

Q3 「次の要件をすべて満たす者」とありますが、ア～オの要件すべてを満たさなければいけませんか。

A3 ア～オの要件すべてを満たす必要があります。

Q4 要件アに「年間150日以上現場において」「主として林産、造林、保育事業等に従事」した日数の分かる書類で「出勤簿・作業日誌等」とありますが、具体的にはどのような記載が必要ですか。

A4 出勤簿・作業日誌等通常作成している書類に、林産、造林、保育事業等のうち伐採、(造林地や作業道の)除草、植栽などの具体的な現場作業の種類を記載してください。

例えば、緑の雇用で作成を義務付けられている研修生日誌の写しは有効です。

また、日誌の写しをまとめて、その上に、月ごと、年分の日数集計表を付けて確認しやすくしてください。

Q5 要件イの「年間就労日数が200日以上」で継続勤務した状況がわかる書類として、給与支給簿、出勤簿等がありますが、具体的にはどのような記載が必要ですか。

A5 継続した雇用の中で就労日数が200日以上の出勤を数えられるようにしてください。

また、日誌の写しをまとめて、その上に、月ごと、年分の日数集計表を付けて確認しやすくしてください。

- Q 6 要件ウに「健康保険、厚生年金、中退共等に加入していること」とありますが、すべてに加入している必要がありますか。
- A 6 事業の目的が、期間の定めのない雇用契約もしくは通年雇用契約で安定的な雇用を確保することですから、すべてに加入している必要があります。実績報告を提出する時点での各種確認通知書等加入状況のわかる書類の写し(業務方法書 別表2)を付けてください。
- Q 7 要件エにある「雇用時の年齢が満45歳未満」「就業経験が2年未満」というのは、どのように証明したらよいですか。
- A 7 雇用時の雇用通知書と履歴書などで申請時に確認します。
- Q 8 要件オに「他の団体等から同様の助成金」とありますが、具体的に何がありますか。
- A 8 緑の雇用事業、森林・林業人材育成加速化事業などがあります。この他、厚生労働省、市町村、水源基金の同様な助成金とも重複しないようにしてください。
また、Q 9にあるように、同一の助成対象、物品・内容で重複助成とならないようにしてください。
なお、この助成事業は、緑の雇用事業や森林・林業人材育成加速化事業の補填の制度でもありますので、まず、緑の雇用事業や森林・林業人材育成加速化事業を適用してください。
- Q 9 他の団体からの同様な助成金を受けましたが、助成残は対象になりますか。
- A 9 5年経過後の助成対象で、装備品であるズボンの買い替えを例にしますと、1着10万円で、他の助成金制度の上限8万円を受けた場合、助成残の2万円は対象にできるかという質問であれば、助成対象になりません。
上記の条件でズボンを2本買った場合に、1本はすでに他の助成金の対象となっていますので、他の助成金の対象となっていない残りの1本は助成対象になります。

[実施細則2(3) 対象となる経費]について

- Q10 要件アの「施設整備」とは、どういうものがありますか。
- A10 例えば、新規雇用者が女性であったため、女性用トイレやロッカールームを、新設、増設、改設などの費用があります。新規雇用者が女性でなくとも、その対象者のための施設整備であることが明白であれば助成対象となります。旧来からの雇用者一般が使う施設の整備費は対象外です。
- Q11 要件アの「工具器具等の購入」にあたり、地下足袋やヘルメットなども対象になりますか。その他具体的なものを教えてください。
- A11 地下足袋やヘルメットは、各種装備品になりますので、1年を経過したときの助成対象にはなりません。5年を経過したときには装備品の買い替えも助成対象になっていますが、この場合でも安全基準を満たす装備品に買い替えてください。

具体的なものの例としては、「工具器具等」には、工具として、ヤスリや目立て補助器具、道具セットなどで個人への貸与とする道具、器具として、安全帯、ナタ、ノコギリ、チルホール、フェリングレバーなど個人が現場で使う道具が対象になります。

Q12 要件アの「移住・定住に係る経費」にはどのようなものがあるか具体的に教えてください。

A12 就業に当たっての転居のための経費や住居手当なども助成対象ですが、いずれにしても就業者が個人として支払ったものは助成対象ではありません。申請者(以下、認定事業主といいますが「新規雇用者対策として」支払った経費に対する助成です。

「移住」は、新規雇用の際の転居に係る引っ越し経費を認定事業主が支払った場合があります。

「定住」は、

- ・新規雇用者のための住居を認定事業主が借り上げし新規雇用者に貸し付ける
- ・新規雇用者の住宅(賃貸・所有を問いません)に対して、認定事業主が住宅手当を月々支給(名目と金額を明記した給与明細等の写しを添付してください。)

などがあります。

Q13 要件アの「研修等に必要経費」に通勤のための普通自動車運転免許取得のための諸経費は対象になりますか。

A13 助成対象は、「(林業に関する)知識・技術を早期に付与するための研修」に係る経費ですから、普通自動車運転免許取得のための諸経費は対象になりません。

Q14 要件イ「5年を経過したとき」に助成申請するためには、1年を経過したときに助成金実績のある就業者に必要経費のみが対象ですか。

A14 質問のとおりです。就業期間が少しでも長くなるようにという趣旨の事業ですから、「当該事業により、(1年を経過した新規林業就業者に係る経費について認定事業体が)助成を受けた(対象者の)新規林業従事者が引き続き就業し」た場合の5年を経過したときに、(その従事者のための2～5年間の)各種装備品の買い替え、技術向上のための研修等に(、認定事業体が)要した経費を助成するものです。

[実施細則3(1)]

Q15 申請をする前年に、「新規林業就業者雇用対策助成事業対象者報告書」を出してありません。助成金をもらえますか。

A15 助成できません。